

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、私と私の妻の昭和36年4月から40年3月までの納付していなかったとされる期間の国民年金保険料を第一回目の特例納付により納付したと記憶している。

その保険料を納付した時期の記憶は定かではないが、A町役場（現在は、B市C支所）からの書面で、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば年金もさかのぼって適用になることを知らされ、これは良い制度だと思い、私はD銀行E支店から夫婦二人分の保険料相当額を引き出し、妻に手渡して納付するよう頼んだ。

その時の領収書については、当時のA町F支所長から「さかのぼって領収の印は押せないのでA町役場の本庁から正式な領収書が来るのを待ってくれ。」と言われた。その後1か月経っても音沙汰が無いことから妻を介して同支所長に問いただしたところ「心配せんでもちゃんと社会保険庁に送ってあるから安心してくれ。」とのことだった。その後の確認はしなかったが、今になって、確認しておくべきだったと悔やんでいる。

私は、妻の分も含め特例納付保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D銀行E支店で引き出し、申立人の妻に手渡したとする特例納付の保険料相当額は、4万6,000円余りだったと記憶しており、申立期間の夫婦二人分の特例納付保険料額の4万3,200円とおおむね一致する。

また、申立人及び申立人の妻は申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を完納しており、申立人の妻は厚生年金保険から国民年金への切替

えも適切に行い、申立人も妻の厚生年金保険の適用に伴う自身の種別変更を行っているなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は相当高かったことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦が特例納付保険料を納付する契機となったA町役場が発出したとする書面については確認することはできなかったものの、申立人は当時の特例納付保険料の納付に係る一連の経緯について詳細に記憶している。

加えて、特例納付期間中にA町役場に勤務していた担当者から、窓口の特例納付保険料を持参した者が複数いたが、常置していた納付書を町職員が必要事項を記入の上、指定金融機関で代行納付するなど被保険者の便宜を図っていたと証言しており、申立人に係る特例納付保険料も町役場本庁に転送されて同様な対応が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、私と私の妻(申立人)の昭和36年4月から40年3月までの納付していなかったとされる期間の国民年金保険料を第一回目の特例納付により納付したと記憶している。

その保険料を納付した時期の記憶は定かではないが、A町役場(現在は、B市C支所)からの書面で、さかのぼって国民年金保険料を納付すれば年金もさかのぼって適用になることを知らされ、これは良い制度だと思い、私はD銀行E支店から夫婦二人分の保険料相当額を引き出し、私の妻に手渡して納付するよう頼んだ。

その時の領収書については、当時のA町F支所長から「さかのぼって領収の印は押せないのでA町役場の本庁から正式な領収書が来るのを待ってくれ。」と言われた。その後1か月経っても音沙汰が無いことから妻を介して同支所長に問いただしたところ「心配せんでもちゃんと社会保険庁に送ってあるから安心してくれ。」とのことだった。その後の確認はしなかったが、今になって、確認しておくべきだったと悔やんでいる。

私は、妻の分も含め特例納付保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしており、申立人の夫がD銀行E支店で引き出し、申立人に手渡したとする特例納付の保険料相当額は、4万6,000円余りだったと記憶しており、申立

期間の夫婦二人分の特例納付保険料額の4万3,200円とおおむね一致する。

また、申立人及び申立人の夫は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を完納しており、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替えについても適切に行い、申立人の夫も申立人の厚生年金保険の適用に伴う種別変更を行っているなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は相当高かったことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦が特例納付保険料を納付する契機となったA町役場が発出したとする書面については確認することはできなかったものの、申立人の夫は当時の特例納付保険料の納付に係る一連の経緯についても詳細に記憶している。

加えて、特例納付期間中にA町役場に勤務していた担当者から、窓口の特例納付保険料を持参した者が複数いたが、常置していた納付書に町職員が必要事項を記入の上、指定金融機関で代行納付するなど被保険者の便宜を図っていたと証言しており、申立人に係る特例納付保険料も町役場本庁に転送されて同様な対応が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

社会保険庁の記録によると、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料が未納となっている。私は、47年9月に会社を退職した際、国民年金の加入手続きを行い、今日に至るまで国民年金保険料を納付してきた。私も夫も几帳面な性格で、手続きや支払を怠るようなことはなく、3か月のみ未納となっていることは考えられない。領収書等、国民年金保険料を納付したことを確認できる資料は無く、申立期間当時の納付方法や納付金額についての記憶も定かではないが、間違いなく納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料をすべて納期限内に納付している。

また、申立人及びその夫は、国民年金被保険者種別変更及び住所変更の届出をその都度適切に行い、国民年金被保険者期間の一部は任意加入の上、国民年金保険料を前納するなど年金制度及び国民年金保険料の納付に対する意識は相当高かったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、現在までA市、B市（現在は、C市）及びD市に居住していたことが確認でき、A市、C市及び社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等においては、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされている一方、D市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においては、申立期間は納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を33年1月1日に訂正し、同年1月から同年9月までの標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年11月27日から33年10月1日まで

私は、B事業所で、昭和32年11月末ごろに面接を受け、試用期間付きの消防係員として採用され、その日から出勤した。

私が昭和32年11月末ごろよりB事業所に勤務していたことは、同期入社複数の同僚が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年10月1日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び昭和32年11月27日に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和33年1月

1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和33年1月1日とすべきところ33年10月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年1月から同年9月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を33年1月1日に訂正し、同年1月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月2日から33年10月1日まで

私は、昭和32年11月27日に、B事業所で面接を受け採用されたので、株式会社Cを同年11月末で退職し、同年12月2日からB事業所へ勤め始め、33年10月より本採用になったと記憶している。

当初は日給制で、臨時の試用入社とされていたようであるが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間とされておらず納得できない。

私が、昭和32年12月2日からB事業所に勤務していたことは、同期入社複数の同僚が証言してくれるはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び昭和32年11月27日に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事

業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 33 年 1 月 1 日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在の A 株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B 事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和 33 年 1 月 1 日とすべきところ 33 年 10 月 1 日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 1 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B（以下「B事業所」という。）における資格取得日に係る記録を33年1月1日に訂正し、同年1月から同年9月までの標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月27日から33年10月1日まで

私は、昭和32年11月27日にB事業所に採用され、同日より勤務を始めた。その後、係員として本採用された。

当初は日給制で、臨時の試用入社とされていたようであるが、その期間が厚生年金保険の被保険者期間とされておらず納得できない。

私が、昭和32年11月27日からB事業所に勤務していたことは、同期入社の複数の同僚が証言してくれるはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び昭和32年11月27日に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和33年1月

1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和33年1月1日とすべきところ33年10月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年1月から同年9月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和36年3月に株式会社Aに入社した。その後、同年11月1日より関係会社である株式会社Bに転勤となった。

なお、株式会社Aと株式会社Bは関連会社であり、就業規則、給与規程等は同じだった。

私は転勤であり、厚生年金保険料は10月分も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報照会回答書及び申立人と同時期に雇用され株式会社Aから株式会社Bへ異動した複数の同僚の証言から、両社は関連会社であり、申立人が申立てに係る事業所に事務職として継続して勤務し(昭和36年11月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月31日資格喪失時の標準報酬月額が7,000円であることから、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和36年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業

主が同年 10 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、41年2月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和39年4月から40年9月までの標準報酬月額は2万6,000円、同年10月から41年1月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年4月30日まで
昭和38年10月からA株式会社B事業所内で、同社の下請けのC社（現在は、D株式会社）の従業員として働いていた。

昭和39年3月にB事業所が閉鎖となったため、同年4月、知人宅で待機していたが、この間、会社からわずかだが待機料が支給されていた。

その後、C社がE県での精錬所建設に加わることになり、昭和39年5月から、同僚のF氏とE県に赴任し、41年4月末まで働いていた。その後は、G県に帰り、兄が責任者をしていたH社で働いた。

申立期間当時の給与明細書は無いが、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月1日から41年2月5日までの期間については、社会保険事務所の保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が使っていた通称名と同姓同名であるが生年月日の一部が相違する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の記録が確認できたことから、申立人が、昭和39年4月1日から41年2月5日までの期間はC社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

一方、申立人はC社に41年4月末まで勤務していたと主張しているが、申立人の兄は「申立人（弟）がG県に帰ってきたのは、昭和41年の正月前後の

寒いころだった。当時、私はH社の責任者をしてしたが、寒い中、重機の運転を教えたのを覚えている。」と証言していることから、41年4月前には、すでにH社で勤務していたことがうかがえる。

また、D株式会社は、申立期間当時の資料は残っていないとしており、申立人の申立期間当時の保険料控除等については不明であるとしている上、当時の同僚から聴取しても、申立人の勤務期間を明確に記憶している者はいないことから、未統合記録以降の期間についての勤務実態を確認することができないことから、当該期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和39年4月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から41年1月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年9月1日まで

私は、A株式会社に昭和34年7月27日から平成11年7月22日まで勤務した。37年9月1日付で同社B営業所から同社C営業所に転勤した。

しかし、A株式会社B営業所での厚生年金保険の資格喪失日が昭和37年8月1日とされていたため、同年8月の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間も会社に勤めており被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員カード及び同社労務担当者の回答により、申立人が同社に車掌として継続して勤務し（昭和37年9月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和37年7月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年6月まで

会社を平成3年2月末で退職し、A市の実家へ戻り、同年6月ごろ、B銀行又はC銀行において申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。当時は失業保険もまだもらえない状況で、無職の時に高額な国民年金保険料を納付しなくてはいけなくて大変だったのを覚えている。国民年金保険料の納付書が届いた時、納付していない友人もいたので、そのことを父親に相談したところ、「将来自分に返ってくるものだから。」と言われて、納付することを選んだ。領収書もしばらくは保管していたが、督促状も来なかったので安心して処分した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入を行った時期、場所等について記憶していないとしており、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は、平成9年1月11日に厚生年金保険から国民年金への切替を行った際、さかのぼって資格記録の追加処理が行われたため、国民年金の加入期間となったものであると確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であった上、基礎年金番号のほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年4月又は同年5月に納付書が届き同年6月に国民年金保険料を一括して金融機関で納付したと述べているが、同年6月の時点で、申立期間のうち、同年3月の国民年金保険料は過年度保険料となる

ため、制度上現年度保険料である同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料と同じ納付書で納付できないことから、申立内容は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月ごろ、義母から国民年金の加入を勧められたので、加入手続をして国民年金保険料は郵便局で納付していたと記憶している。

当時の家計簿を含め、20 年以上前の給与明細書、国民年金保険料の領収書等は 5、6 年前に処分したが、A 市に転入した直後の期間である昭和 48 年 4 月から B 市に転出した 49 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月ごろ、自ら A 市役所本庁で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、A 市が保管している国民年金被保険者に係る索引簿及び申立期間に係る居住地区の検認台帳に申立人の氏名は無い上、申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳においても、申立人は 50 年 6 月 26 日に B 市で初めて国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月郵便局で納付していたと申し立てているが、A 市の広報誌には、平成 14 年度から郵便局において国民年金保険料を納付することができることとなった旨の記載がある上、A 市は、平成 14 年 3 月までの期間について、A 市に係る国民年金保険

料納入通知書を郵便局において使用することはできなかったと回答していることから、申立期間の国民年金保険料を郵便局の窓口で納付していたとの申立ては不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年2月まで
国民年金に加入していなかったため、昭和43年2月ごろ、A市役所において加入手続をし、特例納付等で36年4月から7年1か月分(85か月分)の国民年金保険料として8万円ぐらい支払った。その後、満60歳まで完納したにもかかわらず、未納の期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和43年2月ごろ、特例納付等により国民年金保険料を納付したと主張していたが、そのころは、特例納付の実施期間内ではないことを説明すると、「昭和45年ごろだったかもしれない。」と供述が変遷するなど記憶が曖昧である上、A市の国民年金手帳記号番号払出しの受付処理簿では、50年4月2日受付、同月5日処理、同年5月13日進達と記録されていることなどから、申立人の国民年金加入手続は、50年4月ごろに行われ、その時点で実施されていた第2回目の特例納付等により、保険料を納付していることが推認できる。

また、申立人は、A市役所において国民年金被保険者台帳から納付書を作成してもらった際、「7年1か月分納付してください。1か月分が大事ですからね。」と念を押された旨供述しており、昭和50年4月ごろに申立期間を除く期間について特例納付等をし、その時点から申立人が満60歳まで国民年金保険料を完納すれば、受給要件(25年)を満たすこととなることを踏まえ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳のとおり、44年3月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、85か月分の保険料として8万円ぐらい納付したと述べているが、仮に昭和45年7月から実施された第1回目の特例納付の実施期間内である同年12月ごろに85か月分を特例納付等したとすれば、3万8,250円となり、申立ての金額とかなり差異がみられる一方、社会保険事務所が保

管する国民年金被保険者台帳のとおり 50 年 4 月に 46 月分を特例納付、27 月分を過年度納付、現年度の 12 月分を前納したとすれば、合計 85 か月分の納付金額は 7 万 4,980 円となり、申立人が納付したとする金額におおむね一致しており、国民年金被保険者台帳のとおり 50 年 4 月ごろに 85 か月分の保険料を納付したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付等したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月から 35 年 1 月まで
② 昭和 35 年 2 月から 36 年 1 月 30 日まで

昭和 34 年 7 月に株式会社 A（現在は、B 株式会社）に入社し、ショベルカーの運転手として 35 年 1 月ごろまでの半年間勤務した。

昭和 35 年 2 月に入社した C 株式会社は D 株式会社 E 工場の下請けで、私はステンレス検査の作業に従事していた。その後、D 株式会社に認められ、36 年 1 月 30 日に臨時工として入社した。

両事業所での厚生年金保険加入記録が無いが、特に C 株式会社では約 1 年間勤務しており、記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 株式会社に当時の資料は残っておらず、同社は「申立人が勤務していたかは不明である。」としているものの、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人が株式会社 A でショベルカーの運転助手として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚の F 氏及び G 氏から聴取したが、申立人の厚生年金保険料控除につながる証言は得られず、約 6 か月勤務したとしている F 氏は厚生年金保険の加入記録が無く、数年間勤務したとしている G 氏は入社から半年以上経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、事業所は、申立期間当時、入社して一定の期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

申立期間②について、C株式会社は昭和 38 年 7 月 31 日に解散しており、当時の事業主等も既に他界しているため当時の状況について証言を得ることはできなかったが、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人がC株式会社の従業員としてD株式会社E工場内で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のH氏及びI氏の厚生年金保険の記録をみると、申立人がC株式会社に入社する際口利きをしたとするH氏は、同社での厚生年金保険加入記録は無く、I氏は入社から1年以上経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当時、事業所が入社して一定の期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年から 31 年 5 月 1 日まで

A組合に就職したのは昭和 28 年で、最初から健康保険証はあった。三輪車の運転手として肥料や米等の運搬作業を行い、一日 8 時間以上常勤として勤務していた。厚生年金保険被保険者証は退職時にもらい、厚生年金保険料がいつから控除されたていたかはっきり覚えていないが、最初からだと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合における申立期間当時の複数の同僚の証言から、申立人が同組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚のA組合における勤務期間及び厚生年金保険加入期間に関する証言から、当該同僚4名のうち2名は、入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと推測される上、同組合の申立期間当時の職員名簿において、申立人と同ページに記録が記載され、本採用と思われる4名の同僚のうち、3名について入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことが確認できることから、申立期間当時、同組合においては、すべての職員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認される。

また、上記名簿によると、申立人に係る記録について、「昭和 30 年 10 月、三輪車運転手として臨時雇。31 年 5 月、本職員へ。」との記載があることから、申立人は 31 年 5 月に本採用になったことが確認できる。

加えて、申立期間のA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合における申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 31 年 5 月 1 日であることが確認でき、それ以前に申立人の加入記録は無く、健康保険の

整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月10日から8年3月15日まで
株式会社Aを自己都合により50歳で退職した後、B株式会社、有限会社Cに勤務し、次にD株式会社に勤務したが、前記2社の勤務期間は厚生年金保険の加入記録はあるのに、D株式会社は大企業の傘下でありながら、厚生年金保険の加入記録が無い事が不審でならない。
金額的にはわずかであるが、解決してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD株式会社に勤務していたと主張しているが、同社は「申立期間当時の労働者名簿を調査したが申立人の名前は存在しない上、同名簿では申立人を臨時作業員として雇用したのは平成9年3月から10年2月までである。」と回答している。

また、同僚からも、申立期間当時、申立人がD株式会社に勤務していたとの供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、D株式会社は、「60歳定年退職者等高齢者については、アルバイトとして雇用しており、厚生年金保険の適用はしていない。」と回答している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によれば、D株式会社に係る記録において申立人の名前は無く、同社の健康保険整理番号は連番で欠番も無いことが確認できることから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月15日から24年2月28日まで
昭和22年6月から農業技術員としてAに勤務していたが、23年8月に法定解散となった。しかし、法定解散後もそれまでと同じように仕事をしていたのに、B組合における厚生年金保険の資格取得が24年3月になっており、7か月の空白期間が生じていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたB組合は、昭和24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる以前であることが確認できる。

また、申立人及び同僚を含めた従業員全員が、厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和24年3月1日の資格取得となっている。

さらに、同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人には、申立期間は事業主から厚生年金保険料を控除されていたという明確な記憶が無い上、同僚から厚生年金保険料控除につながるような証言は無く、当時の給与担当者も他界しており、厚生年金保険料控除の事実を確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 平成 8 年 9 月 12 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間①のA社には学校の紹介で就職した。従業員は10人程度で、電気工事やモーター修理の仕事をしていた。当時の事業主は既に亡くなっており、経理担当者の連絡先も不明であるが、厚生年金保険に加入していたと聞いた記憶がある。

申立期間②のB株式会社では正社員としてC病院防災センターで電気関係のメンテナンスに従事していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。会社に照会したところ、「平成8年9月12日以後同年12月31日までは、臨時社員扱いとなっている。」とのことだったが、そのような扱いがあったことは無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に勤務していたことは、知人の証言や申立人の申立内容から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、事業主は既に亡くなっている上、当時の経理担当者の連絡先も不明であり、関係者の証言を得ることができないことから、申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

申立期間②については、申立人がB株式会社（勤務場所はC病院防災センター）に勤務していたことは、申立内容及び事業主や同僚の証言などから推認ができる。

しかし、事業主は、防災センターの従業員の処遇について、「機器メンテナンス業務の性質上、知識、経験の豊富な定年退職者等を、一般社員とは勤務場所、勤務内容が異なる准社員として採用してきた。原則、社会保険には加入するが、年金受給者でもある彼らの希望に沿った取扱いをしてきた。申立人は平成7年12月19日に准社員として入社し、平成8年9月11日に健康保険・厚生年金保険、雇用保険から脱退の申出があったので、資料により社会保険の取扱い等を説明の上、社会保険に加入しないパート社員としての手続きをした。」と説明している。

また、防災センター勤務の複数の同僚は、「自分は、希望して社会保険に加入しないパート社員として勤務していた。」と、事業主の説明を裏付ける証言をしている。

さらに、B株式会社が保管する、「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書（写）」により、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、B株式会社において健康保険・厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成8年9月12日から同年12月19日までの間、健康保険に任意加入していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで
私は、中学校卒業後、株式会社Aに勤務し、昭和 35 年 5 月から平成 17 年 5 月まで、左官として継続して働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の資格が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に株式会社Aに勤務していたことは、同社の職員従業員名簿及び雇用保険の被保険者情報により確認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、昭和 37 年 10 月 1 日以前に被保険者資格のある 30 人を無作為に抽出して厚生年金保険の加入状況を調査したところ、全員が 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚の供述を踏まえ判断すると、株式会社Aは、昭和 37 年 10 月 1 日に健康保険を政府管掌健康保険からB健康保険組合に変更した際、何らかの意図をもって従業員の多くを第二種組合員(日雇労働者が加入するもので、年金は国民年金となる。)に加入させ、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたものと推認できる。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日と、B健康保険組合の第一種組合員(事業主や常用労働者が加入するもので、年金は厚生年金保険となる。)の加入日は、昭和 49 年 2 月 1 日と同一日となっている。

さらに、株式会社Aには、当時の資料は残っておらず、当時のことを知る者もないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、説明を得ることができない。

加えて、元同僚からは、「第二種組合員の期間について、所持している給

料明細では、厚生年金保険料は控除されていない。」及び「第二種組合員から第一種組合員への切換えは、結婚、家族扶養、入院等が契機となっている。」などの供述が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。